

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令及び住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令(案)及び個人番号カード等に関する技術的基準の一部を改正する告示(案)に対する意見募集

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
1	<p>意見募集要領の「5 意見提出期間」の「7日(土)」、「20日(金)」は、それぞれ「7日(土曜日)」、「20日(金曜日)」と記載したほうがよいと思います。総務省がホームページ https://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/siensaku/accessibility/L4_text2.html で示している音声読み上げに配慮したテキスト表示とするために。</p>	<p>貴重な御意見として承り、今後の資料作成の参考にさせていただきます。</p>	なし
2	<p>個人番号カードを噛まれても割れないようにしてほしい。 システム(ソフト)が強くてもカード(ハード)が弱かったら意味がない。 (※同一内容の御意見が他1件。)</p>	<p>マイナンバーカードは、物理的な強い力が加わると破損するおそれがあるため、注意して使用していただきたいと考えております。 なお、マイナンバーカードの再交付時には再交付手数料の徴収が行われているところですが、本人の責めによらずマイナンバーカードが著しく損傷した場合に限り、再交付手数料を無料とすべきものとして取り扱っております。</p>	なし
3	<p>特段反対点はないが、個人番号カードの交付・発送にあたっては、カードにアルミ製カードカバー(※1)を付ける等して交付・発送を行い、カード面の封筒袋を透過しての撮影(多くの封筒では内容物について透かして見るのは容易いが(※2)、赤外線やマイクロ波などを用いれば強い光などを当てて肉眼で見ずとも簡単に撮影が行えるであろう(紙について厚くてもそれなりに行えそうである。))や、スキミングを防ぐようにしていただきたい。総務省はどこの部署も愚かであり、その様な事について気遣いもしない者達ばかりであろうが(故意か?近頃の東大法学系卒などその様な者が多かるうが(私立文系などは言うに及ばずであるが。))、科学的にその妥当性が高く、そして国民の重要情報となるものであるもので、そのような措置を講じるようにされたい。 (国民としては、政府総務省の怠慢が故に、国民の重要個人情報について漏えいが起こる事を許したくない考えである。)</p> <p>意見は以上である。</p> <p>※1 市井において存在するスキミング防止カードケースの様な物の事を言っている。(電磁波を防ぐにはアルミ製のものが一般に都合が良いはずである。) ※2 なお、特にNTT東西からの書類などはその傾向が強い。中には場合により回線IDなども書かれていたりするのであるが。(故意であろうか?そう見るが。)</p>	<p>マイナンバーカードについては、 ・マイナンバーを他人に知られたとしても、その利用には厳格な本人確認が求められ悪用は困難であること ・カードのICチップには、税や年金などの機微な情報は記録されていないこと ・発行前に不正使用を防止するための情報を設定した上で市町村にカードを送付することとしていること など、個人情報保護に十分に配慮した取扱いをしているところです。</p>	なし